

社会福祉法人見附市社会福祉協議会除雪機貸出事業要綱

(平成24年3月23日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、見附市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する除雪機の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 除雪機の貸出対象者は、次に掲げる地域における自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯及び障害者世帯等に対し、無償で除雪支援を行う者とする。

(1) 地域コミュニティ

(2) 自治会

(3) ボランティア団体

(4) その他見附市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた者

2 貸出対象者は、ボランティア活動保険へ加入しなければならない。

(貸出期間)

第3条 除雪機の貸出期間は、12月1日から翌年3月31日までとする。

2 除雪機の貸出日数は、1回の貸出しに対し3日以内とする。ただし、会長が認めるときはこの限りではない。

(貸出申請)

第4条 除雪機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除雪機使用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(貸出許可)

第5条 会長は、除雪機の貸出しを許可したときは、除雪機貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(貸出料)

第6条 除雪機等の使用に要する費用は、無料とする。ただし、貸出しを受けた除雪機の使用にかかる燃料代、活動にかかる保険料は、貸出許可を受けた者（以下、「借受者」とする。）の負担とする。

(目的外使用の禁止)

第7条 借受者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は他に転貸してはならない。

(貸出許可の取消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受者に対し使用の許可の取消し、又は使用を中止させることができる。ただし、この場合において借受者に損害が生じても、会長はその損失を補償しない。

- (1) 借受者がこの要綱に違反したとき
 - (2) 会長が管理上特に必要があると認めたとき
- (損害賠償)

第9条 借受者は、除雪機を損傷又は滅失したときは、会長が定める額を賠償しなければならない。

(報告)

第10条 借受者は、除雪機の使用毎に除雪機の異常の有無を確認し、貸出期間満了時に除雪機使用報告書（様式第3号）及び除雪機運転記録簿（様式第4号）を添えて、会長に報告しなければならない。

2 借受者は、事故を起こさないように努めるとともに、事故を起こした場合は、速やかに本会に報告しなければならない。

(注意事項)

第11条 借受者は、次に掲げる事項について細心の注意を払わなければならない。

- (1) 除雪機の保全及び美化に努めること
- (2) 除雪機の運転前にその操作について十分研修を受ける等、安全に使用すること

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。